

令和4年3月10日(木)

特定非営利活動法人清水町文化協会解散に関する

議案書

議案第1号 特定非営利活動法人清水町文化協会解散に関する件

- (1) 定款第24条第2項及び第52条第1項に基づき令和4年3月31日をもって特定非営利活動法人清水町文化協会を解散する。

- (2) 定款第52条第2項第4号に基づき特定非営利活動法人清水町文化協会解散後の清算人に下記を選任する。

記

住 所：静岡県駿東郡清水町長沢1184番地2

清算人：鈴木通保

- (3) 定款第53条に基づき特定非営利活動法人清水町文化協会の残余財産を静岡県駿東郡清水町に寄付する。ただしその使用目的を文化芸術の向上に資するためとする。

以上